省　令

○財務省令第七十一号

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第一号及び第三項、第二十九条の六第一項第一号及び第三項並びに第三十九条の六十五第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「第八条第四項」を「第八条第三項」に、「又は構築物」を「及び構築物」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行令第八条第一項第一号に規定する財務省令で定める区域は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）第二条第一項第一号イに掲げる高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺五キロメートルの区域とする。

第二十条の二十二中「又は構築物」を「及び構築物」に、「若しくは構築物」を「及び」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

○財務省令第七十二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百二十六条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十四中「別表十二㈡から別表十二㈩まで」を「別表十二㈡、別表十二㈩」に改め、同条第二号中「、第二十一条の八第五号（使用済燃料再処理準備金）」を削る。

第三十七条第三項第二号中「、第二十二条の五十第六号（使用済燃料再処理準備金）」を削る。

別表十二㈡の表中

「

積立限度超過額の計算	当期準備金積立限度額	当期準備金積立額
	積立限度額	当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額
	積立限度超過額	当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額（当期中に旧使用済燃料再処理等積立金に関する法律第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額を除く。）

」を

「

平成17年改正準備金積立法附則限度超過額の計算	当期準備金積立額	
	積立限度額	当期中に使用済燃料再処理等積立金に関する法律附則第3条第1項の規定により資金管理法人に積み立てた使用済燃料再処理等積立金の金額
	積立限度超過額	

」に、